

ガイドの位置づけと現状

1. ガイドの位置づけと区分

- ・一般に、ガイドは「旅行・登山の案内者、案内人」（広辞苑第四版（1991）岩波書店）とされ、案内行為とガイドを行う人材を指し示す意味を持っている。
- ・また、自然観察などの活動を通して、自然、地域の文化や歴史などの意味を伝える人を総称して「インタープリター」と定義づけている。（EICネット環境用語集）。
- ・本WGにおける「ガイド」とは、下表のガイドとインタープリターを合わせた位置づけとする。

表 1：関連用語の意味と位置づけ

| 用語 | 意味と位置づけ | 出典 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ガイド | 案内すること。手引きすること。旅行・登山の案内者。案内人。 | 1 |
| ガイドランス | 自然や文化などに関する詳しい説明や解説。 | 2 |
| インタープリター | 自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいう（interpret=通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物、地域の文化や歴史など対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称している。一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多い。なお、インタープリターの行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）という。 | 3 |
| 自然解説 | 動植物の生態や生態系の構造など自然の営みを分かり易く解説すること。人と自然との関わりやそれらを背景として成立した文化などについても環境教育的視点から解説する。1910年代にアメリカの国立公園においてレンジャーによる利用者サービスとして始められた。日本においては、1950年代後半より国立公園のビジターセンターなどで始められたが、現在では、身近な自然にまでフィールドが拡大され、かつ、様々な形態で数多くの活動が展開されている。 | 3 |
| 添乗員 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体旅行などに付き添っていく旅行会社の職員。 ・添乗員の仕事は、旅行会社が企画し販売するパッケージツアーまたは手配団体旅行に同行し、旅行計画に従ってツアーが安全かつ円滑に運行されるように交通機関や各種施設との調整や対応を行い、旅程を管理すること。 | 1 4 |

1：広辞苑第四版（1991）岩波書店，2：エコツーリズム推進会議編（2004）エコツーリズム推進マニュアル

3：EICネット環境用語集，4：社団法人日本添乗サービス協会資料

2. ガイド制度等に関する先進事例の整理

(1) 自治体等によるガイド制度の実施事例（参考資料1）

自治体等によるガイド制度の実施事例には、ガイドの資格制度に関して、資格認定型、資格登録型の2つのタイプの事例がある。

- | |
|-------------------------------------------------|
| i) 資格認定型（事例①、②、③、④、⑤） ・一定の基準に達したものをガイドとして認定。 |
| ii) 資格登録型（事例⑥、⑦） ・一定の基準に達したものをガイドとして登録。 |

また、対象地への立入りの際のガイド同行の義務化や、利用人数・ルート・期間に制限を設けるなど、利用調整地区と同様な制度を設けている事例もある。（事例③、⑤）

表2：自治体によるガイド制度一覧

| 事例（所轄団体等） | 開始年 | 審査方法 | 特典／実績 |
|-----------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①北海道アウトドアガイド資格制度 （北海道総合企画部地域振興課／NPO法人北海道アウトドア協会） | H14～ | ・個人資格制度：筆記・実技試験 ・優良事業者登録制度：書類審査、現地調査 | ・ホームページやパンフレットでの公表 ・資格取得ガイド：522人、優良事業者：11団体（ともにH18.11.1現在） |
| ②福島県ツーリズムガイド認定制度 | H15～ | ・書類選考、口述試験 ・各研修の修了、研修後の実務経験、救急法履修等が受験資格となる。 | ・ホームページでの公表 ・資格取得ガイド：39名（H17）、19名（H18） |
| ③東京都（小笠原）自然ガイド養成認定制度 （東京都環境局自然環境部） | H14～ | ・「東京都自然ガイド認定講習」受講修了により認定。 | ・都指定「自然環境保全促進地域」でのガイド行為が可能 ・講習修了者190名程度（H16） |
| ④藤里町認定ガイド養成事業（藤里町企画振興課） | H13～ | ・「自然観察ガイド講習会」の実施 ・受講後の試験における合格者のみを認定。 | ・藤里町観光協会に登録 ・登録者14名（H15） |
| ⑤乗鞍山麓五色ヶ原におけるガイド制度（高山市丹生川支所産業振興課） | H16～ | ・講習および実地研修を修了したものを「案内人」として認定。 | ・五色ヶ原でのガイド行為が可能 ・登録者63名（H18） |
| ⑥屋久島ガイド登録・認定制度（屋久島地区エコツーリズム推進協議会） | H17～ | ・7つの登録基準（各種法令に関する講習、基本的な屋久島の知識に関する講習の受講、「ガイド心得」への同意、屋久島への居住年数など）を満たすかどうかを審査。 | ・ホームページでの公表 ・登録者104名（H18.9.14） ・ガイドの認定制度について検討中（H20年より試行開始予定） |
| ⑦白馬マイスター制度（白馬村観光局） | H15～ | ・地域の自然や文化を熟知したガイドを登録 | ・ホームページでの公表 |

(2) ガイディングの事例 (参考資料2)

- ・全国各地の山岳地域におけるガイディング事例は、登山等の山岳利用に関するガイディングと自然解説を主体としたガイディングに区分され、各地で多様な活動が展開している。
- ・また、対象とするフィールドによって、ガイドに求められる技術や能力が異なっている。

表3：ガイディング事例

| ガイディングのタイプ | フィールド | 概要 |
|--------------------|--------|--------------------------------------------------------|
| 登山等の山岳利用に関するガイディング | 大台ヶ原 | ・宿泊型登山ガイドの実施 |
| | 富士山 | ・少人数制登山ツアーの実施 ・初心者・健脚、宿泊・日帰りなど多様なコースを設定 |
| | 屋久島 | ・ガイド登録制の実施 ・個人ガイドによる多様なツアーの企画、実施 |
| | 戸隠 | ・初心者から、経験者・熟練者向など本格的な登山を対象としたものまで多彩なコースを設定 |
| | 国内各地 | ・日本山岳ガイド協会認定ガイドによる個人のガイド活動事例 |
| 自然解説を主体としたガイディング | 尾瀬 | ・サブレンジャー、尾瀬ボランティアなどの人材の活用 |
| | 青木ヶ原樹海 | ・富士河口湖町が認定したネイチャーガイドが案内 ・定時ガイドツアーに加え、自由なコース設定 |
| | 白神山地 | ・多様なコース設定と地域住民によるガイディング |
| | 嬬恋村 | ・地域住民を主としたインタープリター、トレッキングガイドの派遣 |
| | 菅平高原 | ・インタープリターによる通年・屋内外での多様な体験プログラムの提供 ・小中学校の学習旅行などの受け入れ |

| | 里地的自然環境 | 原生的自然環境 |
|--------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ○フィールド | ・里山、高原、低山、森林、原野、河川など、比較的身近な自然環境をフィールドとする。 ・よく整備された登山道を歩く。 | ・里山、高原、低山、森林、原野、河川などをフィールドとする。 ・ハイキングと登山の中間的な位置づけ |
| ○難易度 | 初心者 | 中級者 |
| | ハイキング | トレッキング ワンダーフォーゲル |
| ○ガイドに求められる技術 | ・自然環境知識 ・地域の文化・歴史に関する知識 ・危急時対応技術および応急処置 ・安全管理技術 | ・登山技術一般、及び自然環境知識 ・地理、地形、気象に関する知識 ・危急時対応技術および応急処置 ・安全管理技術 |
| | | ・森林、原野など、人の手が加わっていない自然環境をフィールドとする。 ・山頂を目指して登る、または通過する。 |
| | | 上級者 |
| | | 登山 |
| | | ・登山技術一般、及び自然環境知識 ・地理、地形、気象に関する知識 ・危急時対応技術および応急処置(雪崩対策技術等) ・安全管理技術 |

※(社)日本山岳ガイド協会「山岳ガイド職能別資格検定試験詳細規定」を参考に作成。

図1：対象とするフィールド別のガイドに求められる技術

(3) 全国で展開するガイド養成・資格制度の実施事例（参考資料3）

- ・ガイドの資格制度として、山岳ガイド（社団法人山岳ガイド協会）、森林インストラクター（全国森林レクリエーション協会）、NACS-J自然観察指導員（日本自然保護協会）、自然学校指導者（社団法人日本環境教育フォーラム）、CONE指導者養成講座（NPO自然体験活動推進協議会）などが、それぞれの要件を満たす人材の認定ならびに養成を行っている。
- ・受験資格は概ね18～20歳以上であり、基礎知識・専門知識を問う筆記試験から、実技試験などを課している。また3～5年ごとに更新が求められる制度もある。
- ・緊急時の対処法については、消防本部や日本赤十字において講習プログラムが提供されている。
- ・自然体験プログラムを提供している事業者においても、安全管理に関するマニュアルを作成、あるいは独自の講習会を開催するなど、ガイドの安全管理能力の充実を図っている。